

平成21年(ワ)第1135号

損害賠償等請求事件

原告 小川達夫

被告 柏 市

千葉地方裁判所

松戸支部民事部い係 御中

準備書面 15

平成23年1月27日

原告 小川達夫

記

原告は、被告の平成22年12月21日付準備書面につき、以下のとおり反論する。

第1 改製原住民票除票（甲第42号証、乙第5号証）について

- 1 改製原住民票除票（乙第5号証）にかんする被告の主張は、以下のごとく、まったくの虚偽である。

ア 被告は、被告提出の乙第5号証の原本は「ビニール製のファイルで世帯毎に保管していたので穴をあけるべきものではない。」と主張し、さらに、綴じ穴の位置2箇所に記載された赤い丸印については「この赤印が何のためのものかは不明である。」と主張するが、これぞまさしく詭弁の典

型である。

原告小川達夫は、被告柏市の市議会議員であった当時、被告の市役所に於いて高野助役、武内市民生活部長、立会のもとで改製原住民票除票（甲第42号証）なるものの原本を実見・検証したのであるが、しかしながら、それは被告の上記主張とはまったく異なり、ビニール製のファイルに入れられてあったものではなく、黒い表紙によって綴じられたものであった。ゆえに、これには2箇所の綴じ穴がなければ、黒い表紙に綴じることが絶対的に不可能である。以上により、乙第5号証の原本はビニール製のファイルで世帯毎に保管されていたという被告の主張が虚偽であることが明らかである。

イ 被告の主張がとおるには、綴じ穴の位置2箇所に記された赤い丸印について世間一般に通用する合理的な説明がなされなければならない。「この赤印が何のためのものかは不明である。」という主張では、なんら合理的な説明になっていないのである。

被告は、原告が第6回口頭弁論期日において発見した綴じ穴の位置2箇所に記された赤い丸印を糊塗せんとして、「当時、改製原住民票除票はビニール製のファイルで世帯毎に保管していたので穴を空けるべきものではない。」などとおお嘘をつき、これと帳尻を合わそうとして、「こ

の赤印が何のためのものかは不明である。」というとき、世間一般には通用しない言を弄さざるを得なくなったのである。

黒い表紙に綴られていた住民票除票（甲42号証）なるものは、認証交付することもできない偽造文書であるから、破棄した（この地上には乙第5号証、甲第42号証の原本は一本しか存在しない。黒い表紙に綴られていた除票が平成22年10月26日の時点において存在すれば、これが原本であり、これには綴じ穴があり、赤い丸印を記すなどの行為は行われぬ）がために、乙第5号証の原本として提出するにあたり、新たに偽造した赤い丸印の箇所を空けることを忘れたまでのことである。かかる不注意による初歩的な失敗は、犯罪者の往々にしてでかすところなのである。

ウ 「確かに被告提出の乙第5号証の原本には、赤い丸印が2箇所あるものの綴じ穴ではない。少なくとも乙第5号証と甲第42号証は、内容的に全く異ならず、偽造等問題にならないはずである。」という被告の主張は、巧妙なトリックである。

原告は、乙第5号証と甲第42号証とが内容的に異なっていると主張した事実はない。原告の主張は上記アのごとく、原告が実見した甲第42号証の原本は書冊のように綴じられたものであったということである。

したがって、これには2箇所に綴じ穴が空けられてあったものである。

乙第5号証の原本の綴じ穴が空けられているべき2箇所の位置に綴じ穴がなく、赤い丸印が記された記載態様は、被告が新たに偽造したと断定できる物的証拠というべきものである。

エ 武内清志氏が既に退職していようと、同氏は文書管理の責任のある被告の部長であった。軽々な立場の人ではない。重責ある立場の武内氏が「住所変更手続きの時点である昭和32年5月20日は推定であった」旨の回答をしている厳然たる事実はこれを否定することができない。すなわち、本件土地の所有権の帰趨が被告による推定に基づく記載によってなされ、しかもそれは認証印も押印することもできない証明力のない文書である。

オ 被告の「調査囑託についての回答」(甲第51号証)添付の住民票1・住民票2・住民票3・住民票4は、いずれもすべて認証交附されたものであり、かつ、それを裏付けるものとして「公用」印が押印されているにもかかわらず、同じくこれに添付した改製原住民票除票は認証交付したものではなく、かつ、それを裏付けるものとして「公用」印も押印されていない。のみならず、本件訴訟における被告提出の乙第5号証にも「公用」印が押印されていないのである。つまり、甲第42号証乙第

5号証については被告自らが公文書とは認めていないわけなのである。

以上の諸事実は、上記エの熾然たる事実と相俟って、第42号証及び乙第5号証が偽造文書であることの証拠である。

カ なお、被告は、(準備書面11の)「同項の1のエの主張は争う。」としながら、「即ち、公文書として認証される場合には、認証年月日の記載なり押印があるが、その文書そのものを認証していないときには、当然そのような押印はない。」と主張するが、これは被告自らが甲第42号証及び乙第5号証は偽造文書であると、とわず語りに暴露したものである。すなわち、認証とは文書の成立・記載について真正なものであると被告が証明することの意であり、それがなされていないということは、被告は甲第42号証及び乙第5号証の改製原住民票除票を真正に成立したものととはしていないのである。

キ 被告は、もっともらしく住民基本台帳法施行令第16条をもって「甲第42号証及び乙第5号証がこれに該当する。」と主張するが、かかる施行令のみをもって甲第42号証及び乙第5号証が真正に成立した文書であるという、何らの根拠となるものではないのである。同施行令第16条を理由にして改製原住民票除票を偽造することはいくらでも可能である。

甲第42号証及び乙第5号証は、小川（秋谷）正義の住定日を「昭和32年5月20日」であったと偽装するために偽造した文書であり、それは上記工の武内氏の言に明らかなとおり、推定に基づくものである。それゆえ、被告は推定に基づく偽造文書であるがため、公文書の扱いにできなかったのである（準備書面5の第6・2）。

小川（秋谷）正義の住定日を「昭和32年5月20日」であったとすることの偽装は、準備書面5の第6・3、4、5で陳述したが本件訴訟の帰趨を決する核心箇所であるにもかかわらず、何ら反論がないので、追って再度主張する。

以上により、改製原住民票除票（乙第5号証、甲第42号証）が、被告によって偽造されものであることが一段と明確になったのである。

- 2 被告は、「改製原住民票除票は、・・・古い法律に基づいているものであり、被告の市民課に資料も残っていないので、前住所の記載が必須であったか否かは、現時点で確認することは困難である。」と主張するが、この主張も虚偽である。小川すみ・正義の改製原附票に前住所は「南増尾二二六二番地」（甲第4号証の1）と記載されており、しかも記入欄があるわけであるから、記載すべきであるにもかかわらず、記載がない事実は真正

な文書でないことの有力な証拠というべきである。

- 3 被告は、卑劣にも故意に基づく違法性ある行為に消滅時効の援用を主張するが、かかる卑劣きわまる主張は成立しない。

すなわち、再度主張するが、原告が乙第5号証が偽造文書であることを知ったのは平成22年10月26日であり、かつ甲第42号証が偽造文書であることを知ったのは平成22年11月12日のことである。よって消滅時効に抵触するものではない。

第2 戸籍謄本（甲第5号証、甲第6号証、乙第4号証）について

- 1 被告は、「甲第5号証と乙第4号証（=甲第6号証）は、それぞれ認証年月日が異なるので、その内容に異変があっても何ら不自然、不合理なものではない。」と主張するが、戸籍なるもの時間の経過とともに追記抹消などが行われるのは当然のことであり、被告は、戸籍の一般論を述べているにすぎず かつ転籍届（乙第6号証）まで提出してゴマカそうとするが、しかしながら、ら、後述のとおり原告はゴマカしを許さない。

ア 小川富蔵に転籍したという事実（甲第5号証）がないにもかかわらず、甲第6号証（乙第4号証）では、本籍欄の「千葉県柏市

南増尾式千式百六拾参番地」のうち「南増尾式千式百六拾参番地」を抹消し、その右傍に「南増尾六丁目七百四拾参番地の壱」と記載し、転籍を届けた人物・年月日として「南増尾六丁目七百四拾参番地の壱に転籍小川富蔵同人妻いね届出昭和38年5月20日」と記載して、市長の濱嶋の押印があるのである。

イ 小川富蔵及びその家族は転籍したという事実もないのに上記のごとく、転籍したとされているのであるから、戸籍の重大な内容にかかわることであり、それゆえ法的な偽造の定義にまさしく該当するものである。

2 被告は、性懲りもなく「関係者の記憶等を総合すると、被告柏市では、従前、戸籍原本を手書きで写した上青色コピー機で複写して認証交付していた」と虚偽の主張を繰り返すが、しかしながら、名更生申出書（甲第54号証）の出現により、上記主張は、以下のとおり完全に崩壊することになった。

ア 名更生申出書それ自体は、被告が偽造したものであるが、これに添付された戸籍抄本は、甲第5号証の戸籍謄本の「丁1」の丁数の記載位置、記載文字の位置、印字、ゴム印、手書き文

字の字体・筆跡など完全に一致しているのである。

上記 . . . の事実により、甲第 5 号証は「戸籍謄本を手書きで写した上青色コピー機で複写」したのではなく、戸籍謄本を直に青色コピー機で複写したものを認証交付していたことを裏付けるものであり、被告の主張がまったくの虚偽であり、原告の主張は、これによって確固不動のものとなったのである。

イ 仮に「戸籍謄本を手書きで写した上青色コピー機で複写」したという被告の主張が事実であれば、原告の主張・論証は無意味になるが、しかしながら、上記アのとおり、名更生申出書（甲第 5 4 号証）の出現により、被告の主張は完全に崩壊することになったのである。

よって、甲第 5 号証と甲第 6 号証（乙第 4 号証）との間にみられる 丁数の記載位置が、1 丁、2 丁（甲第 6 号証（乙第 4 号証）には「丁」字もない）にずれが生じていながら、3 丁は一致している事実、記載文字の位置のずれや印字、ゴム印、手書き文字の相違が生じている事実、にもかかわらず、両者の字体・筆跡は一致している事実、この字体・筆跡の態様からみて甲第 6 号証（乙第

4号証)の原本の1丁、2丁は、甲第5号証の原本を忠実に模写して偽造したものであることが判明し、被告の戸籍原本の改竄・偽造が裏付けられるのである。

エ なお、付言しておく、甲第6号証(乙第4号証)には、再製した旨の記載もないのである。よって、この事実も被告が戸籍原本の改竄・偽造を行ったことを裏付ける証拠である。

原告は千葉地方法務局に出向き戸籍担当官に検証してもらったところ、乙第4号証(=甲第6号証)と甲第54号証とを比べると、転籍届の受け付け印の位置が違う、また、再製の記載もない。よって、乙第4号証(=甲第6号証)は甲第54号証(=甲第5号証)とは同じものではない旨の説明を受けた。

被告の訴訟行為は原告の事実の指摘に対して反論できないことは、すべて「争う」、「不知」の言をもって逃げる。被告はおお嘘をつくので、今後何を言いだすか分からない。よって、あらかじめ再製した旨の記載を忘れてしまっていたなどと、またもおお嘘をつくことのないように厳重に注意しておくものである。

第3 被告提出の転籍届（乙第6号証）について

- 1 被告提出の転籍届（乙第6号証）が真正文書であれば、被告は戸籍原本を改竄・偽造したことにはならないが、しかしながら、転籍届は以下のとおり偽造文書である。

ア 転籍届は、届出人本人が直筆署名捺印しなければならないところ、実父小川富蔵の筆跡とは異なる。転籍届の筆跡は、素人の筆遣いではなく、相当に文字を書き込んだ人物の文字である。

イ 印影は、実父小川富蔵の実印に似てはいるが異なる。実印を拡大し、比較することで偽造されたものであることが明らかである（甲第55号証）。よって、実印を偽造したうえ、これを押印したものである。

ウ 実母小川いねの筆跡（甲第56号証）とは異なる。

エ 印影は、実母小川いねの実印（甲第57号証）ではない。よって実印を偽造したうえこれを押印したものである。

オ 原告は、第8回口頭弁論期日において、被告に対して転籍届の中間に割印の右半面が写っていることの不自然さを質したところ、被告は（法務局柏支局庁の証明書割印）が写ったと回答したが、まっ

たくの虚偽である。転籍届書の紙質からして下の印影が写ることは絶対にありえないことである。

カ 法務省法務局の割印押印位置は、上段に押印すべきものであるにもかかわらず、中程に押印されているのはすこぶる不自然である。

原告は法務局から2度交付を受けたが2度とも正しい位置に押印されているのである(第58号証)。

以上のア・イ・ウ・エ・のとおり、届出人本人の署名の筆跡、印影が異なることにより、転籍届は偽造されたものであり、かつ準備書面11の第1・1・ア、イ、オにのべたごとく、そもそも小川富蔵には転籍した事実はないのである。

のみならず、小川富蔵にとって土地の所有権をめぐる紛糾をきたすごときデメリットな行為を自らが行うわけがないのである。

2 乙第6号証が偽造文書であることを知ったのは平成22年12月21日のことである。よって、消滅時効に抵触するものではない。

3 以上のとおり、転籍届が偽造文書であることが明らかにされた以上、必然的に戸籍(乙第4号証)の1丁・2丁目も改竄・偽造されたものであることを有力に裏付けることとなったのである。

第4 名更生申出書（甲第54号証）について

- 1 名更生申出書の右申出人小川富蔵の署名は本人の直筆ではないことは誰が見ても明らかであるが、筆跡からみて甲第54号証、甲第5号証、甲第6号証、乙第6号証は、すべて一人の人物により書かれている。また、名更生申出書（甲第54号証）に使用されている用紙は右側に千葉県柏市と印刷された被告の公用便箋が使用されている。ことからして被告が偽造したことは明らかである。なお、申出人小川富蔵の実印は一致するが、その理由は分からない。

第5 原告の主張

- 1 被告は、原告の主張事実の核心部分に対して、反論できないために、いずれもすべて「争う」、「争わざるを得ない」、「不知」、「記録担当者は特定できないので、回答することはできない」の言をもって逃げるが、しかしながら、「争う」というのであれば、具体的な論拠を以て具体的に反論すべきである。
- 2 原告が、青色コピー機で複写した甲第5号証の原本を提出し、被告を厳しく追及したため、被告は、「被告の主張の一部が変わっていることは、被

告としても認める。」などというが、要件事実にかかわることであり、主張の一部が変わったということは、虚偽の主張であったと被告自らが認めたことにほかないのである。それにもかかわらず、「これは、訴訟手続き上、双方の主張立証の経過から、必要に応じて主張を展開し、立証方法を検討したに過ぎない。」と、「訴訟手続き上」、「主張立証」、「立証方法」など中身の無いもっともらしい言辞を羅列し、さらに現在においてもなお虚偽の主張を繰り返しているのである。

被告は、甲第5号証の原本（写真版）を提出すると明言しており、よって裁判所の指揮のとおり、すみやかに提出すべきである。もしくは、甲第5号証の原本の1、2丁を差し替えて、甲第6号証（乙第4号証）の原本を偽造したことを、正直にすみやかに自白すべきである。大阪地方検察庁特捜部元前田恒彦検察官も証拠改竄を認めたではないか。原本（写真版）を提出すれば訴訟は終了する。徒に訴訟を引き延ばすものではない。

第6 被告の主張に対する反論について

被告は、第8回口頭弁論期日において、訴訟指揮により、「被告の主張に対する反論及び主張の補充並びに立証準備は、次回口頭弁論期日で完了する。」（口頭弁論調書1頁）旨のことを答えたが、十分意を尽くせな

かったので以下のとおり、補充・訂正する。

- 1 「被告の主張に対する反論」及び「立証準備」は、被告の平成22年12月21日付準備書面及び第8回口頭弁論期日までに提出された乙号証にかんしてのことであり、被告が平成23年2月18日までに提出予定の準備書面を含むものではない。
- 2 「次回口頭弁論期日で完了する。」とは、原告がこれまでの主張の趣旨と異なった新規の主張・新規の証拠の提出はしないという意であり、したがって、被告が平成23年2月18日までに提出予定の準備書面の内容によっては、当然のごとく、反論及び立証準備を行わなければならないものであり、行う。

原告は以上のとおり、補充・訂正するものである。

- 3 原告準備書面が2月18日に提出されると、原告に送達されるのは20日・21日頃である。次回期日は2月22日であり、これはまったく反論の検討などできる時間はない。よって、被告は準備書面を早めに提出することを強く要請するとともに、裁判所は、原告に対して十分な反論の機会(次々回口頭弁論期日)を与えるべく強く要請するものである。

以上